第５章　　計画の進行管理

**５－１　推進体系**

自殺に対する取組みは、その要因が多様であるため下図のように、三階層の自殺対策が連動する必要があります。本市でも庁内だけでなく、地域福祉や教育関係団体等、労働関係や医療機関等、警察・消防など様々な機関と連携協力し、様々な角度から自殺対策の推進を図ります。

図８：三階層自殺対策連動モデル（ＴＩＳモデル）

社会制度、地域連携、対人支援の３つのレベルの**有機的連動**による

総合的な自殺対策の推進

対人支援のレベル

**自殺に至る複合的要因への対策**

自殺対策基本法　自殺総合対策大綱　社会福祉法

いじめ防止対策推進法　生活困窮者自立支援法　介護保険法

精神保健福祉法　地域包括ケアシステム　医療計画　地域福祉計画

労働安全衛生法　過労死等防止対策推進法　過労死等防止対策推進法　労働基準法

うつ状態

精神疾患　家族の不和

身体疾患　過労　生活苦　失業

子育ての悩み　　倒産　夫妻　介護・看病疲れ　仕事の悩み　非正規雇用　ＤＶ・性暴力　ひきこもり　職場の人間関係　被虐待　いじめ

【連携先】地域共生社会の実現の取組

生活困窮者自立支援制度　社会孤立を防止する取組

　未遂者支援のための医療・地域連携

職場問題　非正規雇用問題　長時間労働問題　失業問題

負債問題　健康問題　遺族支援問題　人権教育問題（いじめ,偏見、差別）

個々の問題解決に取り組む相談支援

包括的支援のための関係機関連携

地域連携のレベル

法律・大綱・計画等の枠組み

社会制度のレベル

自殺総合対策推進センター資料を箕面市改編

厚生労働省作成

**５－２　進行管理**

計画の進行管理は、４－３－４のとおり毎年度その実績をとりまとめ、庁内関係部署による評価会議において分析評価を行い、生活困窮者自立支援推進協議会等と情報を共有します。また、今回のコロナ禍のように社会情勢等が大きく変化した場合には、計画の見直しを行うこととし、その見直しにあたっては、市民、関係機関、団体及び箕面市保健医療福祉総合審議会に意見を求めます。

箕面市自殺対策推進計画（改訂版）

発行年月：令和3年（2021年）●月

編集・発行

箕面市健康福祉部地域保健室

〒562-0014

大阪府箕面市萱野5-8-1

電話：072-727-9500（代表）

ファクス：072-727-3539

印刷物番号

●●－●●